

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年5月12日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月30日から同年6月19日まで縦覧に供する。

令和7年5月23日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （かんがい排水事業）中原上地区	善通寺市生活産業部 農林課
〃	水利施設等保全高度化事業 前池導水路地区	〃